

兵庫県公報

平成27年4月7日 火曜日 第2685号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 平成27年度消防設備士試験の実施（消防課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び休止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び休止の届出（同）	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の名称の変更の届出（同）	7
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	7
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	8
○ 平成26年度地籍調査事業計画の変更（同）	8
○ 平成26年度地籍調査事業の実施の変更（同）	10
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	10
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	11
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
公 告		
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
公安委員会規則		
○ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則	14

公布された法令のあらまし

●銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が制定されたこと等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第309号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 第1回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成27年 8月1日（土）	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時00分から 午後4時15分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時00分から 午後2時45分まで
同月2日（日）	午前	甲種特類	午前9時30分から 午後0時15分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで

(2) 第2回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成27年 11月15日（日）	午前	甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時00分から 午後0時15分まで
		乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時30分から 午後0時15分まで
	午後	甲種第4類	午後1時30分から 午後4時45分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時30分から 午後3時15分まで

（注意）第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験は認めない。ただし、電気工事士の資格により試験の一部免除を受ける者に限り甲種又は乙種第4類と乙種第7類との複数受験ができる。

2 試験場所

(1) 第1回

神戸村野工業高等学校 神戸市長田区五番町8丁目5番地

(2) 第2回

姫路獨協大学 姫路市上大野7丁目2番1号

3 試験

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の10に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について筆記により試験を行う。

4 受験資格

(1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

(2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(3) 乙種

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 申請書類等

ア 受験願書

次の場所で各回の受付開始日の約1箇月前から配布する。

県下各消防本部（署）、県下各県民局・県民センター、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

イ 資格証明書類

(7) 甲種特類及び甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

(4) 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11に該当することを証明する書類

(2) 受付期間、申請方法及び申請先

ア 第1回

(7) 書面申請

a 受付期間

平成27年6月15日（月）から同月25日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

b 申請方法

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合は、簡易書留等、送達確認可能な方法で送付すること（受付最終日消印有効）。

なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

c 申請先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(4) インターネット申請

a 受付期間

平成27年6月12日（金）午前9時から同月22日（月）午後5時まで（24時間対応）

b 申請方法

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）から申請に必要な事項の入力等を行い送信する。

なお、受験資格及び試験科目免除資格の内容によっては申請できない場合がある。

イ 第2回

(7) 書面申請

a 受付期間

平成27年9月10日（木）から同月24日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

b 申請方法

第1回に同じ

c 申請先

第1回に同じ

(4) インターネット申請

a 受付期間

平成27年9月7日（月）午前9時から同月21日（月）午後5時まで（24時間対応）

b 申請方法

第1回に同じ

(3) 手数料

ア 甲種特類 5,000円

イ 甲種 5,000円

ウ 乙種 3,400円

指定の用紙で郵便局にて払込みの上「郵便振替払込受付証明書」(受験願書添付用)を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後は原則として手数料の返還は認めない。

6 合格及び不合格の発表

第1回は平成27年9月上旬、第2回は平成27年12月中旬に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。また、発表日の当日の正午から合格者の受験番号を一般財団法人消防試験研究センターのホームページに掲載する。

7 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12-7 協和ビル5階
電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号
電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第310号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションタクト	明石市魚住町清水2425-2	平成27年2月17日
しのはら内科クリニック	同 市大久保町江井島1030-1	同 年3月1日
きくや薬局	芦屋市業平町5-2-101	同 年2月1日
ながれたに内科クリニック	同 市津知町3-12	同
吉田内科クリニック	同 市業平町5-2 芦屋ハウス6階	同
そよかぜ薬局三木緑が丘店	三木市緑が丘町本町1-2-2	同
島津歯科医院	川西市花屋敷1-5-18 インペリアル花屋敷108	平成27年3月1日
こうすけ眼科クリニック	小野市大島町1635	同 年2月1日
ゴダイ薬局八鹿病院前店	養父市八鹿町下網場396-13	同 年3月1日
訪問看護ステーションはな	南あわじ市広田広田437-1 サンコーポラス107	同 年1月1日
宍粟市訪問看護ステーション	宍粟市千種町西山88-1	同 月19日
医療法人社団上田内科クリニック	揖保郡太子町松ヶ下274-1	平成27年2月1日



兵庫県告示第311号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、

次の指定医療機関から廃止及び休止の届出があった。

平成27年 4月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
内科外科滝川医院	洲本市桑間273
そよかぜ薬局三木緑が丘店	三木市緑が丘町本町1—2—2
中塚薬局	加古郡播磨町本荘384—6
上田内科クリニック	揖保郡太子町松ヶ下274—1

2 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
はるかぜヘルパーステーション	伊丹市山田5—3—18



兵庫県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成27年 4月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
阪神調剤薬局芦屋店	芦屋市清水町9—5—103



兵庫県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成27年 4月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
スマイルサポートセンター朝霧訪問介護事業所	明石市東朝霧丘33—5	社会福祉法人博愛福祉会	加古川市平岡町新在家2333—2	平成27年 2月 1日
それいゆ訪問看護ステーション朝霧	同 上	同 上	同 上	同

ヘルパーステーション ひだまりの里	加古川市尾上町池田294 —2	スディング株式会社	加古川市尾上町池田 1679—4	平成26年11月1日
スカイブルー	同 市加古川町本町 213—1	有限会社ユウデン	同 市加古川町本町 213—1	同
ほおずきケアプランセ ンター加古川	同 市加古川町稲屋 890—4	有限会社ほおずき	姫路市中地南町34 宝 成ビル4 F	平成27年1月1日
たけのこ調剤薬局中筋 店	宝塚市中筋8—13—5 —1 B	有限会社メディウエイ	西宮市津門呉羽町4— 29	平成26年12月22日
ベストエイジング宝塚	同 市栄町2—2—1 ソリオ宝塚3—3階	株式会社抗加齢医学研 究所	川西市栄町25—1 ア ステ川西5階502号	平成27年2月1日
有限会社メディカルラ イフ	高砂市神爪2—2—6	有限会社メディカルラ イフ	高砂市神爪2—2—6	同
ショートステイなごや か	加西市下宮木町512	社会福祉法人真秀会	加西市下宮木町576	平成26年5月1日
のばら調剤薬局	宍粟市山崎町御名40— 2	株式会社ライズ	たつの市揖保川町正條 121	平成27年2月1日
あそびりクラブよりあ い	同 市山崎町高下83— 1	医療法人社団永研会	東京都世田谷区南烏山 5—19—10 賀茂ビル 2階	同 月17日
いなもち訪問看護ステ ーション	同 市山崎町船元79— 1	医療法人社団いなもち 医院	宍粟市山崎町船元79— 1	同 月25日
居宅介護支援ドリーム ケア	加古郡稲美町六分— 1179—35	株式会社DREAM— SMART	加古郡稲美町六分— 1179—35	平成27年1月16日



兵庫県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び休止の届出があった。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
樽屋町デイサービス	明石市樽屋町20—1	有限会社カインドリー	明石市朝霧北町3777— 87	開設者名称
加古川総合保健センタ ー	加古川市加古川町篠原 町103—3	公益財団法人加古川総 合保健センター	加古川市加古川町篠原 町103—3	所在地

2 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地

医療法人社団祐生会はるか ぜヘルパーステーション	伊丹市山田 5-3-18	医療法人社団祐生会	伊丹市山田 5-3-13
株式会社ポラリス	宝塚市逆瀬川 1-14-17 ジャルダン逆瀬川参番館	株式会社ポラリス	宝塚市伊子志 3-2-30



兵庫県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	指定年月日
清水鍼灸接骨院	伊丹市鴻池 1-6-20	清 水 仁 志	伊丹市鴻池 1-6-20	平成27年2月23日
岡尾鍼灸整骨院	同 市北園 1-8-1	岡 尾 功	同 市北園 1-8-1	同
心接骨院	相生市旭 3-10-6	小 林 心 平	赤穂市朝日町 7-13	平成27年3月3日
レイス治療院	川西市久代 4-5-34	八 江 晃 明	宝塚市御殿山 3-5-15-203	同 年2月3日
C o C o あん整骨院	同 市見野 2-36-11 YKビル101号室	松 下 章 子	川西市清和台東 4-1-10 パセオ清和台 1 A	同 年3月5日
中央鍼灸整骨院	篠山市北新町117-1	本 山 尚 己	篠山市北新町117-1	同 年2月1日



兵庫県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から名称の変更の届出があった。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称の変更の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	変更内容
ロハス鍼灸整骨院	伊丹市西台 3-8-5 ビベール西台103	山 口 訓 寿	伊丹市行基町 3-59-1	施術所名称



兵庫県告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

倉本土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 貝 章	篠山市倉本401番地



兵庫県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出があった。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

真南条土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岸 本 章 法	篠山市真南条中1010番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 西 康 二	篠山市真南条中505番地



兵庫県告示第319号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度の地籍調査事業計画を次のとおり平成26年12月19日に変更した。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
兵庫県	養父市のうち八鹿町石原、八鹿町日畑、八鹿町岩崎、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、三谷、森、奥米地、畑、長野、大屋町蔵垣、大屋町笠谷、大屋町筏、万久里、大谷、中瀬、尾崎、三宅及び吉井	平成26年4月から平成27年3月まで
同 上	朝来市のうち生野町黒川、生野町栃原、生野町新町、生野町円山、和田山町市場、和田山町久世田、和田山町法道寺、和田山町竹ノ内、和田山町宮田、和田山町高田、和田山町和田、山東町大月、山東町栗鹿、山東町喜多垣、山東町柗木、山東町楽音寺、山東町末歳、多々良木、石田、羽瀧、佐囊、山口及び岩津	同 上
同 上	加古郡稲美町のうち野寺及び蛸草	同 上
同 上	佐用郡佐用町のうち口長谷、奥長谷、本郷、才金、淀、下秋里、西徳久、三ツ尾、西下野及び末廣	同 上
神戸市	神戸市のうち須磨区堀池町、菅の台、西落合、中落合、南落合及び東落合	同 上
姫路市	姫路市のうち安富町栃原及び安富町皆河	同 上
尼崎市	尼崎市のうち武庫元町	同 上
明石市	明石市のうち藤が丘2丁目	同 上

西宮市	西宮市のうち大屋町、田代町、高松町及び高畑町	同 上
洲本市	洲本市のうち千草、五色町広石下及び五色町鳥飼浦	同 上
芦屋市	芦屋市のうち浜芦屋町	同 上
伊丹市	伊丹市のうち荻野2丁目及び荻野3丁目	同 上
相生市	相生市のうち若狭野町下土井、若狭野及び矢野町小河	同 上
豊岡市	豊岡市のうち岩井、高屋、宮井、栃江、新堂、岩熊、戸牧、上陰、福田、森津、滝、伊賀谷、竹野町森本、竹野町川南谷、日高町祢布、日高町山本、日高町久斗及び日高町河江	同 上
たつの市	たつの市のうち龍野町島田、龍野町日飼及び御津町苅屋	同 上
赤穂市	赤穂市のうち北野中、砂子、浜市、有年牟礼、有年横尾、有年原及び有年檜原	同 上
西脇市	西脇市のうち大野、羽安町、谷町、板波町、野村町、平野町及び黒田庄町黒田	同 上
宝塚市	宝塚市のうち御殿山2丁目	同 上
高砂市	高砂市のうち高砂町	同 上
川西市	川西市のうち大和西1丁目及び大和西2丁目	同 上
三田市	三田市のうち屋敷町、三田町、南が丘、西山町、対中町、三輪2丁目及び相生町	同 上
加西市	加西市のうち上道山町、繁昌町、国正町、若井町、西横田町及び北条町北条	同 上
篠山市	篠山市のうち西古佐	同 上
丹波市	丹波市のうち柏原町田路、柏原町母坪、柏原町柏原、山南町西谷、山南町五ヶ野、山南町坂尻、山南町小畑、山南町山本、山南町阿草、山南町奥野々、山南町玉巻、柏原町石戸、柏原町南多田、山南町上滝及び山南町下滝	同 上
南あわじ市	南あわじ市のうち倭文庄田、松帆志知川、阿那賀、津井内原、市小井、福良、湊里、神代國衛、榎列上幡多、榎列大榎列、阿万塩屋町及び阿万吹上町	同 上
淡路市	淡路市のうち郡家及び中田	同 上
宍粟市	宍粟市のうち波賀町原、波賀町小野、波賀町安賀及び波賀町齋木	同 上
加東市	加東市のうち拵鹿谷及び森	同 上
川辺郡猪名川町	川辺郡猪名川町のうち木津上、木間生、朽原、木津、東山、林田、猪名川グリーンランド及び清水	同 上
多可郡多可町	多可郡多可町のうち中区鍛冶屋、間子、加美区丹冶、大袋、山野部及び八千代区大和	同 上
加古郡播磨町	加古郡播磨町のうち新島及び東新島	同 上

神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち作畑、新田、南小田、上小田、長谷、川上、栗及び瀧	同 上
同 郡福崎町	同 郡福崎町のうち田口	同 上
揖保郡太子町	揖保郡太子町のうち吉福	同 上
赤穂郡上郡町	赤穂郡上郡町のうち山野里及び井上	同 上
美方郡香美町	美方郡香美町のうち村岡区寺河内、小代区秋岡、小代区新屋、村岡区山田及び村岡区境	同 上
同 郡新温泉町	同 郡新温泉町のうち諸寄、千原、鐘尾及び竹田	同 上
丹波ひかみ森林組合	丹波市のうち氷上町清住、氷上町三原、氷上町中野、氷上町三方、氷上町中、氷上町伊佐口及び氷上町上新庄	同 上
丹波市森林組合	丹波市のうち柏原町上小倉及び柏原町下小倉	同 上



兵庫県告示第320号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成26年度の地籍調査事業を次のとおり変更した。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事業計画を変更した年月日

平成26年12月19日

2 調査を行う者の名称

兵庫県

3 調査地域

養父市のうち八鹿町石原、八鹿町日畑、八鹿町岩崎、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、三谷、森、奥米地、畑、長野、大屋町蔵垣、大屋町笠谷、大屋町筏、万久里、大谷、中瀬、尾崎、三宅及び吉井
朝来市のうち生野町黒川、生野町栃原、生野町新町、生野町円山、和田山町市場、和田山町久世田、和田山町法道寺、和田山町竹ノ内、和田山町宮田、和田山町高田、和田山町和田、山東町大月、山東町栗鹿、山東町喜多垣、山東町柗木、山東町楽音寺、山東町末歳、多々良木、石田、羽瀧、佐囊、山口及び岩津
加古郡稲美町のうち野寺及び蛸草
佐用郡佐用町のうち口長谷、奥長谷、本郷、才金、淀、下秋里、西徳久、三ツ尾、西下野及び末廣

4 調査期間

平成26年4月から平成27年3月まで



兵庫県告示第321号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町平松字乙原49の30、字芦谷148の4

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

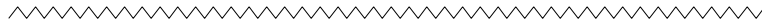
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第322号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多可郡多可町加美区山寄上字下島53の58、53の60、53の63、53の65、53の66、53の274、53の275、53の61・53の62・53の64（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第323号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
3級基準点測量（No. 0792(20B18)及びNo. 0793(20B19)再設置)
- 2 作業期間
平成27年3月25日から同月31日まで
- 3 作業地域
西宮市柳本町ほか



兵庫県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び3級水準測量）

- 2 作業期間
平成27年 1 月27日から同年 3 月20日まで
- 3 作業地域
姫路市の形町福泊



兵庫県告示第325号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 4 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年 2 月24日から同年 3 月18日まで
- 3 作業地域
尼崎市西難波町3丁目ほか



兵庫県告示第326号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南あわじ市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 4 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
平成26年11月20日から平成27年 3 月20日まで
- 3 作業地域
南あわじ市賀集八幡北及び志知中島

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 4 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 夙川グリーンタウンビル
所在地 西宮市羽衣町7-30
- 2 同法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要
 - (1) 路線バスの運行について
午前7時台と午前8時台の時間帯はバスの運行本数が他の時間帯より多くなっているため、営業に当たってはバスの運行に配慮されたい。
 - (2) 近隣協議について
変更内容（開店時間の延長）について、地元自治会や周辺住民に周知徹底されたい。
 - (3) 周辺道路における来退店車両による安全対策について
 - ア 駐車場出入口に交通整理員を配置するなど、適切な交通誘導を行うこと。
 - イ 来退店車両や荷さばき車両等が周辺道路内に入り込まないように、適切な交通誘導計画を行うこと。

ウ 変更後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年4月7日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市岩園町8番1から8番22まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市北区梅田3丁目3番5号
大和ハウス工業株式会社 支配人 出 倉 和 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年2月18日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-1-3号（26芦屋）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡6丁目26番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町新在家117番地
昭和住宅株式会社 代表取締役 湖 中 明 憲
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年11月28日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-19号（26稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市高砂町朝日町2丁目2番3から2番5まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市長 登 幸 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年6月11日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-8号（26高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町島字東田104番18、111番1から111番3まで、112番3
同 市米田町島字向島214番1、214番6の一部、214番7から214番9まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町二俣762番地の10大西ビル2一F号
有限会社兵庫開発 代表取締役 河 山 寛 路
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年2月18日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-14-2号（26高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年4月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丹波市氷上町常楽字皆川473番1、474番1、475番1、477番1、478番1、479番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
丹波市氷上町成松146番地1
社会福祉法人氷上町福祉会 理事長 福 井 行 男
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年8月21日
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-1号（26丹波）

公 安 委 員 会 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月7日

兵庫県公安委員会
委員長 塚 本 哲 夫

兵庫県公安委員会規則第4号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年兵庫県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第8条第16項」を「第5条の2」に改め、同条第2項表中「第5条の2第3号」を「第8条第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。